

議案第 4 6 号

瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

新型コロナウイルスワクチン接種の実施に伴い、瑞穂町民会館の住民の利用を一部制限する場合における代替措置として規定した瑞穂ビューパークスカイホールの使用料の減免措置を終了するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例（平成 2 年条例第
2 0 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条の見出し及び条名を削る。

附則第 2 条を削る。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和5年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書の規定による施行の日前において、令和6年1月1日以後の施設等（小ホール、リハーサル室及び展示ホール並びに規則で定める附属設備及び物品に限る。以下この項において同じ。）の使用を承認された者であって、既にこの条例による改正前の附則第2条第1項に規定する理由に起因して施設等の使用料の免除を受けたものについての同項の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。

瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第15条 略</p> <p>附 則</p> <p>_____</p> <p>_____ この条例は、平成2年9月1日から施行する。</p>	<p>第1条から第15条 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p><u>第1条</u> この条例は、平成2年9月1日から施行する。</p> <p>(使用料の減免の特例)</p> <p><u>第2条</u> <u>瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(令和3年条例第4号)の施行の日(以下「一部改正条例施行日」という。)</u>以後の施設等(小ホール、リハーサル室及び展示ホール並びに規則で定める附属設備及び物品に限る。以下この条において同じ。)の使用に係る使用料に限り、当該施設等の使用が予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第3項の規定による予防接種の実施に伴って瑞穂町民会館条例(昭和43年条例第23号)第3条の規定により承認されず、又は同条例第8条の規定により中止され、若しくは取り消されたことに起因して生じたものであり、かつ、瑞穂町民会館を使用したならば同条例第4条第2項及び第3項の規定の適用を受けるものであると委員会が認めるときは、第9条第4号の規定を適用して、当該使用料を免除することができる。この場合において、同号中「100分の50」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>2 前項の規定により使用料を免除される者が一部改正条例施行日前に第8条第3項の規定により使用料を納入し、一部改正条例施行日後に施設等を使用するときは、第10条本文の規定にかかわらず、既納の使用料の額を返還する。</p>

別表 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
ただし、次項の規定は、令和5年11月1日か
ら施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書の規定による施行の日前に
おいて、令和6年1月1日以後の施設等(小ホ
ール、リハーサル室及び展示ホール並びに
規則で定める附属設備及び物品に限る。以
下この項において同じ。)の使用を承認され
た者であって、既にこの条例による改正前
の附則第2条第1項に規定する理由に起因し
て施設等の使用料の免除を受けたものにつ
いての同項の規定は、同日以後も、なおそ
の効力を有する。

- 3 前2項の規定による使用料の免除及び返還
に関し必要な事項は、規則で定める。

別表 略